学校の危機管理体制

事前

教　育

□各教科（生活・理科・図工・家庭科・保健体育・総合学習等）と関連づけた安全学習の実施
□避難訓練等、学級活動・生徒会活動・学校行事と関連づけた安全指導の実施

管　理

□対人管理（安全な登下校・室内での安全な過ごし方・遊具の安全な使い方等）
□対物管理（定期、日常、臨時の安全点検及び整備・通学路の安全確認・校内危険箇所の確認等）

組　織

□学校安全対策協議会の活 用
□学校保健委員会の活用
□防犯パトロール隊の活用
□心肺蘇生法等校内研修の充実
□地域、家庭との連携

危機管理の「さ・し・す・せ・そ」

さ　最悪を想定し　　し　慎重に　　す　素早く　　せ　誠意を持って　　そ　組織で対応

発生時

事件・事故・災害等発生

警察・消防

※意識がない、頭部打撲等の場合はためらわず救急車を要請

保護者

発見者 ⇒ 近くの教職員（子供）

急行

現　場

□応急処置
□発生事態や状況の把握
□子供の安全確保
□協力要請や緊急通報

急行　急行　急行

報告　指示

養護教諭

□負傷者の把握
□応急処置

相談　指示

学 校 医

校長(教頭)

□事故の把握
□教職員の迅速かつ誠意ある対応について指示
□教育委員会への報告
□関係機関への連絡

指示　報告

担任（学年主任）
担任以外の教職員

指示　報告

□周囲の子どもへの避難等含めた指導
□発生状況の把握

窓口の一本化

報道機関対応

報告　指示

教育委員会

※救急搬送の場合は市教委に報告

医療機関

※基本的に首から上の怪我は病院受診

重大事故に対しては事故等対策本部を設置し基本調査を行う

学校事故対応に関する指針H28.3

重大事故

○死亡事故
○治療に要する期間が30日以上
○他、重篤な事故

基本調査

・事案発生後から3日以内をめどに調査を行う

・現場にいた児童生徒に対し、心のケアと事実確認の両立を図る

・可能な限り事実を集める

・いつ、どこで、だれが、だれに話を聞いたかを記録

・聞き取りに関しては複数の職員で対応し必要に応じてスクールカウンセラーを同席

・被害児童生徒の保護者説明は調査着手から一週間以内をめどに行う。

・整理した情報を市教委に報告

対策本部の役割分担

○聞き取り
○被害者家族への連絡対応
○保護者対応
○情報の収集・整理
○報道対応
○心のケア

※担当を中心に組織で対応する

事後

ケア態勢の確立

□事故にあった子供にけが等がある場合完治するまでの学校生活での配慮
□精神的に不安定な子供を把握し、必要に応じて専門家によるカウンセリング等を実施

再発防止対策

□発生要因や対応等について分析・評価し、再度PDCAサイクルの見直しを図る
□全職員で情報を共有し、注意を促す。（全校、学年、学級）
□事件・事故・災害事例を教訓とした、安全教育の更なる充実を図る。

家庭・関係機関等との連携

□保護者への情報提供
□保護者会の開催
□学校安全対策協議会等への情報提供及び連携強化
□警察との連携強化